

種目	細目(目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲(補助率)	支援内容	事業主体(借受者)
8 林業振興促進	林業生産の拡大及び林業経営の安定、並びに労働環境向上を促進し、林業の振興を図る。	補助	【施設整備】 ・一般地域 1,000～20,000千円 (4.5/10以内 ※ うち機械 3/10以内) ・中山間地域 1,000～20,000千円 (5/10以内 ※ うち機械 1/3以内) ※ 直売施設整備は、一般地域 3/10以内、中山間地域 1/3以内 【基盤整備】 ・一般地域 1,000～20,000千円 (4/10以内) ・中山間地域 1,000～20,000千円 (4.5/10以内)	ア 林業生産振興施設等整備 林業生産の拡大及び近代化等を図るために必要な施設・基盤の整備 イ 林業労働環境等整備 林業従事者の労働・安全衛生環境の向上を図るために必要な施設・基盤の整備	・市町村 ・林業者等の組織する団体 ・森林組合 ・新潟県森林組合連合会 ・生産森林組合 ・新潟県山林種苗協会 ・認定事業主 ・育成経営体 (ただし、特用林産物に係る事業は農業協同組合を含む)
		リース	【機械整備】 ・一般地域 1,000～20,000千円 (3/10以内) ・中山間地域 1,000～20,000千円 (1/3以内)	ア 林業生産振興機械整備 林業生産の拡大及び近代化等を図るために必要なリース用機械の整備 イ 林業労働環境等整備 林業従事者の労働・安全衛生環境の向上を図るために必要な機械の整備	・農業協同組合 ・民間リース会社 ・第3セクター (市町村、林業者等の組織する団体、森林組合、新潟県森林組合連合会、生産森林組合、認定事業主、育成経営体)

採択基準
1 林業の持続的かつ健全な発展が図られるものであること。 2 事業計画の目標値が素材生産量・きのこ生産量の場合は、その伸び率が「新潟県総合計画」の伸び率を概ね上回るものであること。 その他の場合は、費用対効果や地域林業の活性化に資する効果が見込まれるものであること。 3 林業生産振興施設等整備 協業活動及び組織的施業等を促進し、林業生産活動の活性化が図られるものであること。 4 林業労働力環境等整備 (1) 施設等の規模は、林業従業員規模に適合するものであること。 (2) 研修施設等は、林業労働安全教育、林業研修等を実施するものであること。 5 事業主体の「認定事業主」及び「育成経営体」の1箇所又は1施設の受益戸数は5戸以上とする。
1 林業の持続的かつ健全な発展が図られるものであること。 2 事業計画の目標値が素材生産量・きのこ生産量の場合は、その伸び率が「新潟県総合計画」の伸び率を概ね上回るものであること。 その他の場合は、費用対効果や地域林業の活性化に資する効果が見込まれるものであること。 3 林業生産振興機械整備 (1) 協業活動及び組織的施業等を促進し、林業生産活動の活性化が図られるものであること。 (2) リース借受者が、新潟県森林組合連合会、森林組合、生産森林組合、林業者等の組織する団体以外の認定事業主にあつては、造林、保育、伐採に供され、県内の森林整備及び林業振興に資する機械であること。 4 林業労働力環境等整備 (1) 機械の規模は、林業従業員規模に適合するものであること。 (2) 研修機械は、林業労働安全教育、林業研修等を実施するものであること。